

# 岡山龍谷高等学校 いじめ問題対策基本方針

令和5年3月 改訂

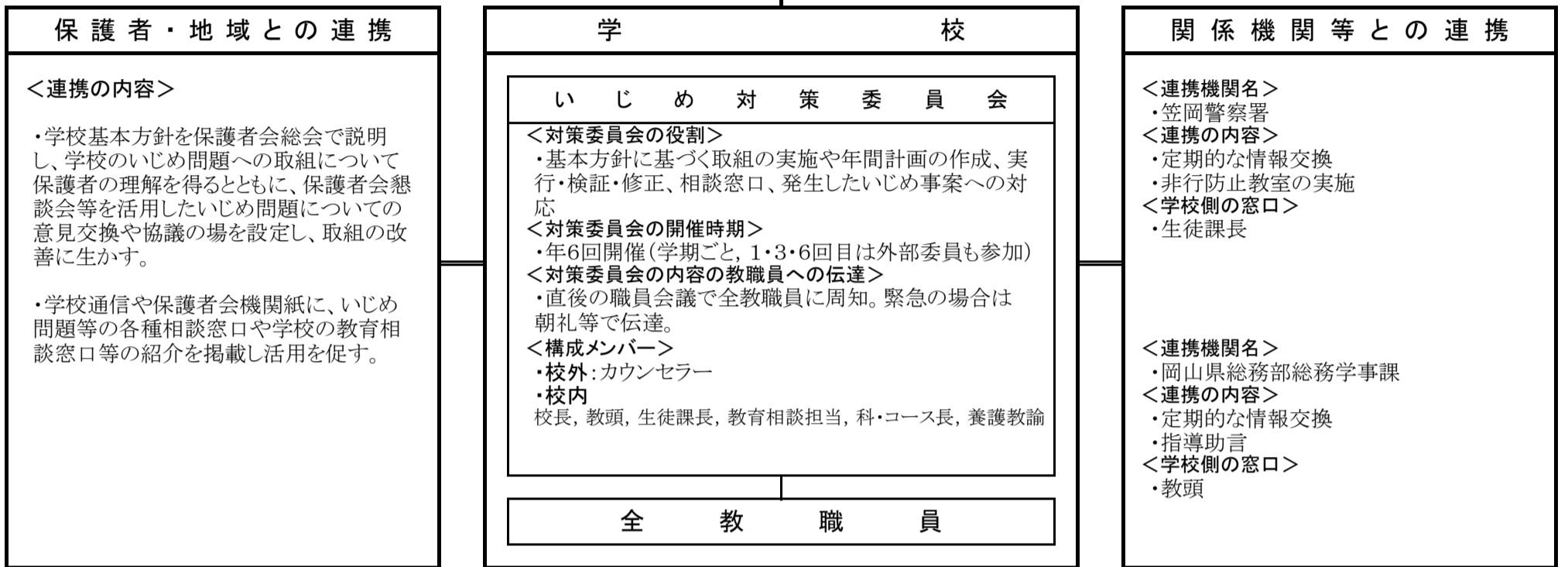
## いじめ問題への対策の基本的な考え方

本校は浄土真宗本願寺派の宗門校として、いのちの尊さ、心の大切さを第一とし、人としての誠実な心、他への思いやりや感謝の心を大切にする教育を実践し、いじめや差別をしない「心」を育むことを最も大切にする。いじめ防止等のための対策は、生徒を一人の人格として尊重し、その声に耳を傾け、生徒の置かれている状況を理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが重要であり、このことを通して、生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要である。

このため、本校ではこうした「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処していく。

### <重点となる取組>

- ・生徒理解や集団作りの教員研修を実施し、いじめを早期に発見する能力やその後の対応能力の向上を図る。
- ・「いじめゼロの取組」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・宗教の授業や行事を通して、「いのちの大切さ」や「感謝のこころ」を伝え、いじめ・差別のない集団作りを図る。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 防 止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上のための研修として、大学教授やカウンセラーなどの講師を招聘し、生徒理解や集団作りについての研修会を行う。</li> </ul> <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめゼロの取組において、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。</li> </ul> <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</li> </ul> <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する講話を年度当初に実施する。</li> </ul> <p>(心の教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宗教の授業や宗教行事を通して、「いのちの大切さ」や「感謝のこころ」を伝え、いじめ・差別をしない心を育てる。</li> </ul>
② 早 期 発 見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の実態把握のためのアンケートを年間4回実施し、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</li> </ul> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</li> </ul> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の気になる変化や行為があった場合、速やかに科・コース長に報告し、それを生徒課で取りまとめることにより情報共有できる体制をつくる。</li> </ul> <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三者懇談や学校からの通信、保護者会機関紙などを利用し、家庭でのいじめの認知につながるよう、いじめへの対応に関する啓発を行う。</li> </ul>
③ い じ め へ の 対 処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。</li> </ul> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。</li> </ul> <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。</li> </ul> <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li> </ul>